

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 11

## 70歳以上被用者の届出と同月得喪の取扱い変更について

2015 November  
NO.448

- ボーナスの季節です
- 住所変更届提出のお願い
- 職場の健康づくりを応援します



「薬玉寺の秋」(撮影・桜川市大和)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう



# 70歳以上被用者該当届提出のお願い

平成27年10月に被用者年金一元化法が施行されたことに伴い、健康保険・厚生年金の適用事務が変更になりました。

昭和12年4月1日以前に生まれた方につきましても賃金と年金額に応じて在職支給停止の対象となることから、『70歳以上被用者該当届』の提出が必要となりました。

※平成27年9月30日以前より引き続き勤務している方に対しては、支給停止額の上限を年金額と賃金の合計額の10%とする激変緩和措置が適用されます。届出時には、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と必ず記載してください。

## 同月中に被保険者の資格を取得・喪失した場合の 保険料の取扱いが変わります。(平成27年10月1日以降)

平成27年10月1日以降に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらに同月中に厚生年金保険または国民年金の被保険者の資格を取得した場合には、**先に喪失した厚生年金保険料等の納付は不要となります。**

この場合、該当する被保険者が在籍していた事業所さまに年金事務所よりご連絡いたしますので事業主さまより被保険者の方へお返しいただくようお願いいたします。

**Q 納付が不要なら被保険者から保険料は控除しなくていいの？**

**A** 被保険者の負担すべき標準報酬にかかる保険料を控除し事業主さまが負担する保険料とあわせて納付してください。

**Q 厚生年金保険料等とは？**

**A** 厚生年金保険料および子ども・子育て拠出金です。(健康保険料は含みません)

**Q 被保険者負担分の還付を年金事務所から直接被保険者へ行うことはできないの？**

**A** 厚生年金保険料の納付義務者である事業主さまに厚生年金保険料全額の還付を行うこととなります。

**Q 退職した者の連絡先は教えてくれるの？**

**A** お客様の連絡先については、個人情報保護の観点からも提供できませんので、退職される方にその後の連絡先を確認してください。

月の初日または途中で資格を取得し、その月内に資格を喪失。さらに同月中に厚生年金保険または国民年金の被保険者の資格を取得

9月	10月	11月
	厚生年金 納付不要	厚年または国年 納付
		厚年または国年 納付

## ボーナスの季節です

### 賞与を支払ったら賞与支払届を忘れずに

支払月の前月に届出用紙、または CD が事業所さまあてに送付されます。  
賞与支払予定月を登録されていない事業所さまは、年金事務所に届出用紙の送付を依頼してください。支払日から5日以内のお届けをお願いいたします。  
お届けいただく際の注意点は次のとおりです。

#### ○総括表

- ・賞与支払年月を忘れずに記入して下さい。
- ・支給・不支給に○をつけて下さい。
- ・賞与支給総額は賞与支払届に記入した額（千円未満を切り捨てた額）の合計を記入して下さい。

#### ○被保険者賞与支払届

- ・賞与支払年月日を忘れずに記入して下さい。
- ・被保険者整理番号や生年月日の記入誤りにご注意ください。

#### ○その他

- ・賞与支払予定年月に支払がない場合は、不支給に○をつけて総括表のみ提出して下さい。
- ・70歳以上の被用者は、「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出が必要です。  
詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

### 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

## 健診機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施します

協会けんぽ茨城支部では、より多くの皆さまに生活習慣病予防健診を受診していただくため、健診機関に受診勧奨業務の委託を行うことといたしました。

生活習慣病予防健診を利用されていない（または利用率の低い）事業所さま宛てに、**協会けんぽが委託した健診機関より、お電話等による受診勧奨を実施させていただきます。**

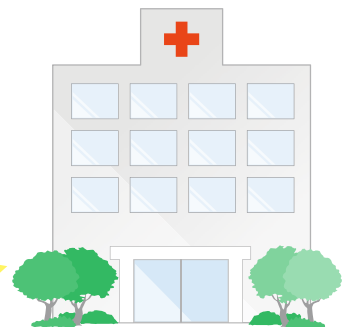
#### ◆受診勧奨を実施する健診機関

協会けんぽの生活習慣病予防健診を実施している一部の健診機関

#### ◆勧奨実施機関

平成27年11月から平成28年3月まで

この機会に、ぜひ  
協会けんぽの健診を  
ご利用下さい！



### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>  
☎029-303-1584（保健グループ）

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

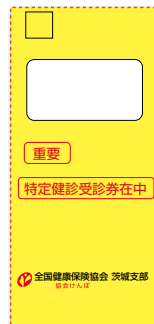
引っ越しなどで住所が変わったときは **住所変更届をご提出ください!**

『特定健診受診券』を平成28年4月にご自宅へお送りします

被扶養者（ご家族）さまが特定健康診査を受診する際に必要な『受診券』は、毎年4月に被保険者（ご本人）さまのご住所宛てにお送りしています。

引っ越しなどで被保険者さまのご住所が変更になった場合には、**日本年金機構茨城事務センターへ「健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届」**をご提出いただきますようお願いいたします。

※「住所変更届」の様式は日本年金機構のホームページからダウンロードできます



受診券送付の対象の方

➤協会けんぽの被扶養者で40歳～74歳までの方

留意点

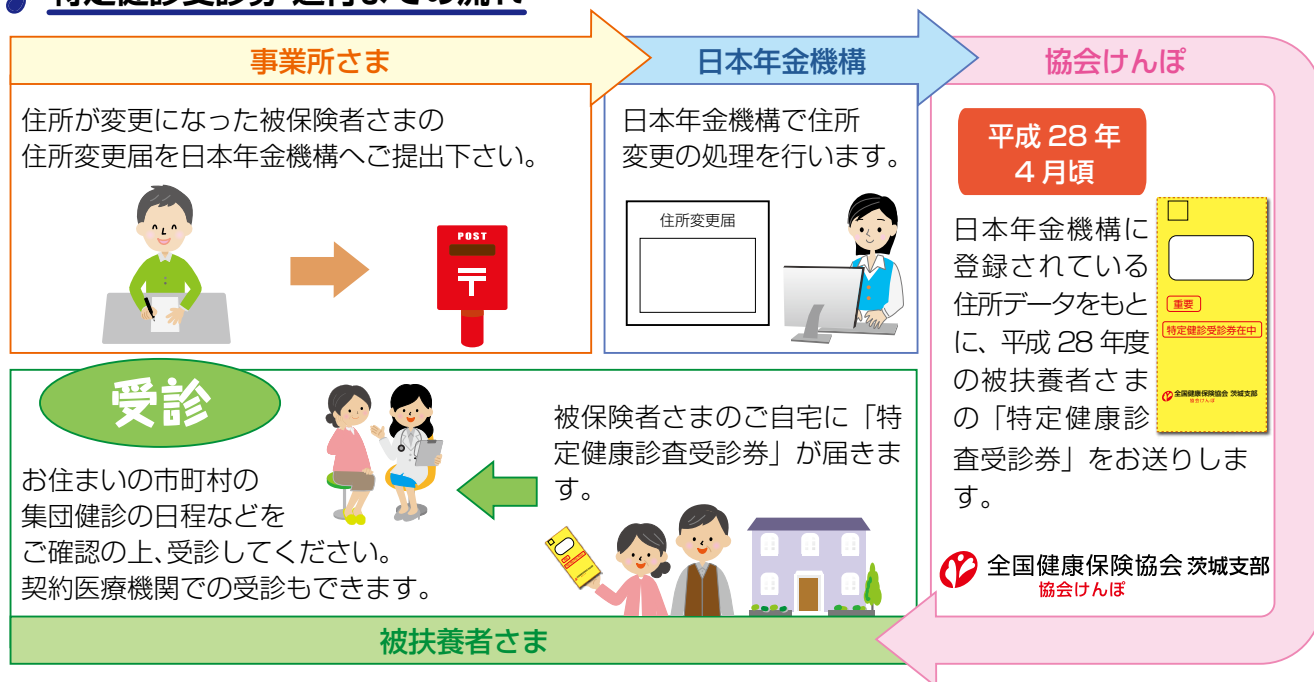
- 住所変更手続きのタイミングによっては、変更後の住所が平成28年度の受診券に反映されない場合がありますので、お早めにお手続きください。
- 転居等に伴う住所不明などの理由によりお送りできなかった方の受診券は、事業主さま宛てにお送りします。お手数ですが、被保険者さまを通じ、被扶養者さまに届くようご協力をお願いいたします。

住所変更届の提出先はこちら

〒310-0062  
水戸市大町 1-2-17  
**日本年金機構  
茨城事務センター**  
(もしくは管轄の年金事務所)

提出先に  
ご注意ください!

♪ 特定健診受診券 送付までの流れ



お問い合わせ先

**全国健康保険協会 茨城支部**  
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584 (保健グループ)

下館支部  
便り

# 室内楽の夕べ開催

教養文化講座



ある佐藤ご夫妻をお招きし、誰にも親しみやすい楽器による演奏で、秋の夜の素敵なひと時を過ごしました。

## 演奏者

ギター奏者 佐藤 孝広  
ピアノ奏者 佐藤 典子

## プログラム

### 一部

○ギター&ピアノ  
マラゲーニャ  
天使のセレナード  
別れのワルツ  
月の光  
他

### 二部

○ギターソロ  
エチュード4番・12番  
さくら変奏曲  
○ギター&ピアノ  
アランフェス協奏曲より2楽章  
『アダージョ』  
他

来年は会場を筑西市に移して開催いたしますので楽しみにお待ちください。

十月十六日(金)スペースU古河において、下館社会保険委員会と一般財団法人茨城県社会保険協会下館支部との合同による第三十二回「室内楽の夕べ」が開催されました。  
この催しは、心の健康づくりを目的に筑西市・古河市を交互に会場として開催され、下館社会保険委員会・協会下館支部の役員事業所の皆さまの協力を頂き、毎年定員数を超える申込みを頂いております。  
今年も演奏者にギター&ピアノ奏者で

## 年金受給者の皆さまへ

# 扶養親族等申告書の提出はお忘れなく!

## 課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される一定額以上の年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。

そして、その者の受ける年金の支給額から源泉徴収を行うことになっています。

## 申告書の提出

平成27年10月下旬から「扶養親族等申告書」のハガキが日本年金機構より自宅あてに郵送されます。

平成27年11月30日までに日本年金機構に届くように、提出をお願いします。

申告書の内容及び記入にあたっては扶養親族等申告書に同封されております手引きをご参照下さい。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!

# 0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

## 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月 曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



茨城県社会保険協会からのお知らせ

# 職場の健康づくりを応援します

茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

**体力づくり  
講習会**

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

**健康づくり  
講習会**

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

**費用は  
無料**

茨城県社会保険協会が負担します。

**申込方法** 事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて茨城県社会保険協会へお申し込みください。なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

## 健康づくりDVD貸出しのご案内

茨城県社会保険協会では、職場の健康づくりに役立てていただくとうと、健康づくりDVDの貸出しをはじめました。職場での研修の際などにご活用いただくと幸いです。

### 『一健康啓発DVD一 “Kenko Cafe Story”』



- Vol. 1
- はじめてのウォーキング&ジョギング
- Vol. 2
- 若々しい体をキープ!  
エクササイズ&ダイエット
- Vol. 3
- Good-bye ストレス
- Vol. 4
- 正しく知れば恐くないがんのお話

※在庫の状況により貸出しまでにお時間をいただく場合がございます。  
 ※貸出期間は2週間程度を予定していますが変更もできます。  
 ※返却の際の送料は貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

**お問い合わせ  
お申し込み**

**一般財団法人 茨城県社会保険協会**

TEL 029-226-8005 FAX 029-231-2522

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

#### お詫びと訂正

社会保険いばらき10月号において、「年金相談予約のご案内」に記載されておりました土浦の電話番号に誤りがありました。お詫びをし、訂正いたします。

誤 土浦 ☎ 029-824-7169  
 正 土浦 ☎ 029-825-1170